

事務事業の概要・計画（PLAN）

事務事業名	人権擁護委員事業		会計名称		一般会計		担当課	福祉課	
			予算科目	3 款 1 項 1 目	事業番号	860	所属長名	米湊明弘	
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）						担当責任者名	影浦ひとみ	
法令根拠等	人権擁護委員法						実施期間	【開始】	令和／平成 18 年度
総合計画での位置付け	健康福祉都市の創造							【終了】	令和 年度(予定) ■ 設定なし
	心の通った社会福祉の推進								
総合計画における本事業の役割	人権擁護委員活動の活性化及び円滑な推進を図り、誰もが安心して自分らしく暮らしながら、相互に支え合う思いやりのある地域づくりに寄与する。								
事業の対象	人権擁護委員活動の対象となる市民				事業の目的		1. 自由人権思想に関する啓発をすること。 2. 民間における人権擁護運動の助長に努めること。 3. 人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。		
事業の内容(整備内容)	人権相談所開設及び研修活動に要する経費に対する補助金交付。人権相談・啓発活動へのサポート。「人権の花運動」の実施。				昨年度の課題に対する具体的な改善策		感染症対策を図りながら特設人権相談の実施、啓発活動に関しては規模縮小も検討して実施していく。		

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	前年度実績	4年度予定	9月末の実績	4年度実績
財源内訳	直接事業費	359	626	0	0	0	269	人権相談活動	日	54	80	46	82	
	国庫支出金	0	0	0	0	0	0							
	県支出金	50	50	0	0	0	50	人権啓発活動	回	0	7	2	5	
	地方債	0	0	0	0	0	0							
	その他	0	0	0	0	0	0							
	一般財源	309	576	0	0	0	219							
職員の人工（にんく）数		0.34	0.34				0.34	「人権の花運動」の実施	校	1	1	0	1	
1人当たりの人件費単価		7,841	7,794				7,794							
※ 直接事業費÷人件費		3,025	3,276				2,919							
主な実施主体		直接実施		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）		人権相談運営補助金								
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	5年間の合計			
						620	620	620	620	620	3,100			
成果指標	指標	人権相談受付、人権啓発活動実施各件数			単位	⇒	区分年度	前年度	4年度	5年度	目標	毎年度		
					件		目標	100	88	88	88			
	指標設定の考え方	人権思想に関する啓発及び宣伝を行い、人権に関する相談を気軽にできるような意識付けをして、相談件数の増加を目指す。					実績	55	88					
	指標で表せない効果	学校現場でのいじめやネットによる差別など複雑化・巧妙化する諸問題の解決には至らないが、学校や施設に訪問し啓発活動を実施し、また、相手に寄り添った相談活動は、心のつながり、絆を大切にする効果がある。												

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 （今年度の途中経過）			感染対策のもと、特設人権相談の実施、啓発活動を進めている。							
事業評価	自己判定（担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。	5	合計点が	A	事業成果・工夫した点・事業の苦勞した点・課題	市のホームページに特設人権相談について掲載し、市民への周知、人権意識の啓発活動の周知を図った。 人権の花運動は、小規模校での実施であり学校と調整しながら、子ども達の人権意識向上につながるよう努めた。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	4	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D				
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	2					
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が	A		コロナ禍での人権相談開設のため。アクリルボードの設置など感染防止対策に努めた。 啓発活動を開始したが、各種イベントの規模縮小に応じた活度にとどまった。	
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D				
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	3					
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	4	合計点が	A			
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D				
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3					
	一次判定（所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。	5	合計点が	A	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する （判断の理由） 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	4	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D				
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	3					
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が	A			
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D				
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	3					
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	4	合計点が	A			所属長の課題認識
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	4	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D				
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3					

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。 人権相談や人権啓発活動等により基本的人権の擁護、思想の普及高揚等を図る本事業において、長期化するコロナ禍により特設人権相談等一部事業が制限されていることから、踏まえた事業展開を図る必要がある。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容
------------	------	----------------------

今後の方向性（ACTION）

の経営最終者判断議	事業の方向性		コメント欄
	☐	さらに重点化する。	
	☐	現状のまま継続する。	
	☒	見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を検討する。 事業を縮小する。	
	☐	事業の休止、廃止を検討する。 事業を休止、廃止する。	